

令和 8 年度における独立行政法人国際交流基金の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 8 年 4 月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

- （1）令和 8 年度の当基金における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 102,000 千円、比率が 41%になるよう努めるものとする。
- （2）新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において、「新規中小企業者の契約比率については、引き続き国等全体として 3%以上を目標とする」と定められている。
このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を概ね 3%以上となるよう努めつつ、少なくとも前年度までの契約実績を上回ることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。
- （3）推進体制の整備

官公需確保対策の円滑な推進に資するため、中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

なお、推進本部においては、第 1 の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、関係部署に対し指導・助言等を行う。

【推進本部の構成員】

本部長：経理部長

本部員：会計課長、物品等の調達担当職員

その他推進本部が必要と認めたときは、上記以外の関係部署を参画させることができる。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

基金は、中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

(1) 官公需情報の提供の徹底

①物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及び落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供しよう努めるものとする。

②発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供しよう努めるものとする。

③物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

(2) 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

①発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。また、総合評価落札方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

②発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 価格転嫁・取引適正化の推進

①官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずるものとする。

②役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性

のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の实勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

③役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

④契約の途中で労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を行うものとする。また、受注者から契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うものとする。

第3 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

基金は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

- (1) 役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要となきには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。
- (2) 少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

経理部会計課は、中小企業庁から提供された中小企業者との契約の増加に資する情報を必要に応じて関係部局に提供する。

以上